中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが（以下「ユマニテさが」という。）が、中央大通りエリアの日常的かつ継続的な賑わいの創出に寄与する行事又は催し物（以下「賑わい創出活動」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中央大通りエリア　中心市街地活性化エリアのうち、佐賀市中央大通り再生計画に定める中央大通りエリアをいう。

(2) 中心市街地活性化エリア　佐賀市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地をいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(1) 複数人で構成される法人その他の団体である者（ただし、法人格の有無は問わない。）

　(2) 佐賀市内に本部又は主たる事務所を有する者

(3) 中心市街地活性化エリアに活動拠点を有する者

(4) 前３号に掲げるもののほか、ユマニテさが理事長（以下「理事長」という。）が定める要件をすべて満たす者

２　補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員ではなくなった日から５年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体であってはならない。

（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する賑わい創出活動とする。

(1) 補助事業者が事業主体として実施するもの

(2) 別表１に規定する敷地を事業の主たる会場として実施するもの

(3) 中央大通りエリアにおける回遊性の向上が見込まれるもの

(4) 不特定かつ多数の者を対象として実施するもの

２　前項の事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金交付の対象としない。

(1) 営利を主たる目的とするもの

(2) 政治又は宗教を目的とするもの

(3) 公序良俗に反するもの

(4) 示威運動（示威運動をなるおそれがあるものを含む。）を行うもの

(5) この要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けているもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が不適当と認めるもの

（補助対象経費及び補助率等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及は、別表２のとおりとする。

２　補助率及び補助金の上限額は、別表３のとおりとする。

３　補助金を算定する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前２号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請書の提出期限は、理事長が定める期日とする。

３　第１項の規定により申請書を提出するときは、当該補助金に係る補助対象経費から消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業審査会の設置）

第７条　理事長は、前条の規定により申請された補助事業を審査するため、補助事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　前項の審査会に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

（交付の決定）

第８条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び前条に規定する審査会が審査した結果等により、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

（交付の条件）

第９条　理事長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第１０条　理事長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第１１条　前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、交付決定の日から起算して２０日以内とする。

３　第１項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更）

第１２条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、中央大通り賑わい創出活動支援事業変更申請書（様式第３号）に第６条第１項各号に掲げる書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく理事長に報告してその指示を受けなければならない。

３　理事長は、第１項の申請書の提出があったとき、又は前項の報告があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付変更通知書（様式第４号）により交付決定の内容を変更することができる。

４　第１項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する予算の１０パーセント以内の減額変更をするとき。

(2) 補助事業に要する予算のうち、補助対象経費に係る経費区分の各相互間において、いずれか低い額の２０パーセント以内の経費配分を変更するとき。

(3) 補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。

（補助事業等の遂行）

第１３条　補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（遂行状況の調査等）

第１４条　理事長は、補助事業者に対し必要に応じ、補助事業の遂行状況の調査をし、又は報告を求めることができる。

　（関係書類の整備）

第１５条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間整備しておかなければならない。

　（実績報告）

第１６条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、３０日以内又は当該年度の３月１５日のいずれか早い日に中央大通り賑わい創出活動支援事業実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前２号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

２　第６条第３項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出するときは、当該補助金に係る補助対象経費から消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第１７条　理事長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金確定通知書（様式第６号）により当該補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第１８条　補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、理事長が認めた場合は、補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付請求書（様式第７号）を理事長に提出しなければならない。

３　理事長は、前項の規定により補助金の交付請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

　（交付の取消し）

第１９条　理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令若しくは条例、規則等又はこの要綱に基づく理事長の指示に違反したとき。

２　理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

３　理事長は、第１項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第２０条　前条の場合において、理事長は、当該取消しの部分に関し既に補助金を交付しているときは、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金返還命令書（様式第９号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。補助金の額の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときも、同様とする。

（財産処分の制限）

第２１条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産その他理事長が指定する財産を理事長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額をユマニテさがに納入したとき、並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して理事長が定める期間を経過したときは、この限りでない。

２　補助事業者は、前項ただし書に規定する理事長が定める期間において財産等を処分しようとするときは、中央大通り賑わい創出活動支援事業財産等処分承認申請書（様式第１０号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

　（補則）

第２２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度事業から適用する。

別表１（第４条関係）

|  |
| --- |
|  |

別表２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 賑わい創出活動の実施のため直接必要となる経費  (1) 賃金（共催費を含む。）  (2) 報償費  (3) 旅費交通費  (4) 需用費  (5) 役務費  (6) 使用料及び賃借料  (7) 委託料  (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が適当と認めるもの  ※次の各号に掲げるものは、補助対象経費としない。  (1) 食糧費  (2) 備品購入費等の財産取得に係る経費  (3) 前２号に掲げるもののほか、理事長が別に定めるもの |

別表３（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率 | 補助対象経費の５分の４以内 |
| 補助金の上限額 | 次の各号により算出した額のいずれか低い方の額  (1) 補助対象経費の実績額に５分の４を乗じて得た額  (2) ２００万円 |

様式第１号（第６条関係）

年　　　月　　　日

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　様

申請者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付申請書

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  |  | 年度 | 補助事業の名称 | | | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | | | | | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | |  | | | | | | | | |
| 補助事業の経費所要額 | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 交付申請金額 | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 補助事業の完了予定年月日 | | | |  |  | 年 | |  | 月 |  | 日 | |
| 添付書類 | | | | □事業計画書（別記様式１－①）  □収支予算書（別記様式１－②）  □申請者概要説明書（別記様式１－③）  □申請に関する誓約書（別記様式１－④）  □その他理事長が必要と認める書類 | | | | | | | | |

様式第２号（第１０条関係）

　　年　　　月　　　日

　　　様

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　　　　　　印

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第１０条第１項の規定により通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  |  | 年度 | 補助事業の名称 | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | |  | | |
| 補助事業の経費所要額 | | | |  | | 円 |
| 交付決定金額 | | | |  | |  |
| 交付条件 | | | | ・補助事業の経費配分は、申請書添付書類「収支予算書」（別記様式１－②）に記載するとおりとする。  ・補助事業の経費配分又は事業内容を変更する場合は、理事長の承認を受けることとする。 | | |

様式第３号（第１２条関係）

　　年　　　月　　　日

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　様

申請者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

中央大通り賑わい創出活動支援事業変更申請書

年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けた補助事業について、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第１２条第１項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  |  | | 年度 | 補助事業の名称 | | | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | | | | | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | | |  | | | | | | | | |
| 補助事業の変更の内容 | | | | |  | | | | | | | | |
| 変更の理由 | | | | |  | | | | | | | | |
| 補助事業の変更後の経費所要額 | | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 変更後の交付申請金額 | | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 補助事業の  完了予定年月日 | | | 変更前 | |  |  | 年 | |  | 月 |  | 日 | |
| 変更後 | |  |  | 年 | |  | 月 |  | 日 | |
| 変更の（予定）年月日 | | | | |  |  | 年 | |  | 月 |  | 日 | |
| 添付書類※ | | | | | □事業計画書  □収支予算書  □その他理事長が必要と認める書類 | | | | | | | | |

※申請書添付書類に準じて作成すること。

様式第４号（第１２条関係）

　　年　　　月　　　日

　　　様

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　　　　　　印

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付変更通知書

年　　月　　日付けで申請又は報告のあった補助金の交付決定内容については、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第１２条第３項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  |  | 年度 | 補助事業の名称 | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | |  | | |
| 補助事業の変更の内容 | | | |  | | |
| 変更後の交付決定金額 | | | |  | | 円 |
| 変更後の交付条件 | | | |  | | |
| 変更の理由 | | | |  | | |

様式第５号（第１２条関係）

　　年　　　月　　　日

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　様

申請者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

中央大通り賑わい創出活動支援事業実績報告書

年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けた補助事業の実績について、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第１６条第１項の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  |  | 年度 | 補助事業の名称 | | | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | | | | | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | |  | | | | | | | | |
| 補助事業の完了年月日 | | | |  |  | 年 | |  | 月 |  | 日 | |
| 補助金の交付決定金額 | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 補助金の既交付金額 | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 補助事業の経費精算額  のうち補助対象金額 | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 上記に係る補助金の額 | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 添付書類 | | | | □事業実施報告書（別記様式５－①）  □収支決算書（別記様式５－②）  □その他理事長が必要と認める書類 | | | | | | | | |

様式第６号（第１７条関係）

　　年　　　月　　　日

　　　様

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　　　　　　印

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第１７条の規定により通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  |  | 年度 | 補助事業の名称 | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | |  | | |
| 補助金の交付決定金額 | | | |  | | 円 |
| 補助事業の経費精算額  のうち補助対象金額 | | | |  | | 円 |
| 補助金の交付確定金額 | | | |  | | 円 |

様式第７号（第１８条関係）

　　年　　　月　　　日

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　様

申請者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付請求書

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第１８条第２項の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  |  | 年度 | 補助事業の名称 | | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | | | | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | |  | | | | | | |
| 補助金の交付決定金額 | | | |  | | | | | | 円 |
| 補助金の交付確定金額 | | | |  | | | | | | 円 |
| 補助金の既交付金額 | | | |  | | | | | | 円 |
| 交付請求金額 | | | |  | | | | | | 円 |
| 今回請求後の未請求金額 | | | |  | | | | | | 円 |
| 振込先 | | | | 金融機関名 |  | | 銀行  信金  農協  漁協  信組 |  | 店 | |
| 口座番号 | 当座  普通 | |  | | | |
| (フリガナ) |  | | | | | |
| 口座名義人 |  | | | | | |

様式第８号（第１９条関係）

　　年　　　月　　　日

　　　様

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　　　　　　印

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付けで交付決定した補助事業については、次のとおり取消しを決定したので、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第１９条第３項の規定により通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  |  | 年度 | 補助事業の名称 | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | |  | | |
| 交付決定金額 | | | |  | | 円 |
| 取消金額 | | | |  | | 円 |
| 取消事由 | | | |  | | |

様式第９号（第２０条関係）

　　年　　　月　　　日

　　　様

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　　　　　　印

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金返還命令書

中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第２０条の規定により、次のとおり返還を命じます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 返還金額 | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 返還期限 | | | |  |  | 年 | |  | 月 |  | 日まで | |
| 返還理由 | | | |  | | | | | | | | |
| 返還方法 | | | |  | | | | | | | | |
| 補助年度 |  |  | 年度 | 補助事業の名称 | | | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | | | | | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | |  | | | | | | | | |
| 補助金の交付決定金額 | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 補助事業の経費精算額のうち  補助対象金額 | | | |  | | | | | | | | 円 |
| 補助金の交付確定金額 | | | |  | | | | | | | | 円 |

様式第１０号（第２１条関係）

年　　　月　　　日

特定非営利活動法人

まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香月　道生　様

申請者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

中央大通り賑わい創出活動支援事業財産等処分承認申請書

年　　月　　日付けで補助金の交付確定を受けた補助事業に係る財産等を処分したいので、中央大通り賑わい創出活動支援事業費補助金交付要綱第２１条第２項の規定により申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 |  |  | 年度 | 補助事業の名称 | 中央大通り賑わい創出活動  支援事業 | |
| 補助事業の内容（対象事業） | | | |  | | |
| 交付金額 | | | |  | | 円 |
| 処分事由 | | | |  | | |
| 処分方法 | | | |  | | |